

同第四項は要求通り実施す。
同第五項は、病氣中は乗船中と認め給料のみを支給す。
同第六項は同業者の状態を研究し、成るべく本給に編入れるべし。但それ迄は月給と手當との區別を從業員に明示するべし。
同第七項は要求通り実施す。

尙軍事勤務演習、簡閲點呼、同憲兵検査、父母氣病危篤又は死亡の場合、兄弟姉妹の危篤又は死亡の場合等はそれ／＼休日中の給料を支給す。

昭和六年八月十三日

3

丸武組船従業員協議會

日 時	昭和六年八月二十日	待遇改善對策従業員大會
同	八月二十五日	第一次解決報告
同	十一月六日	第二次改定解決報告

覺書（第一次解決内容）

丸武組代表及神戸海友同志會代表者との間に於て丸武組船夫の労働條件に關して協約する事左の如し

一、從來運賃總水揚高一割の手數料を五分に減額す

二、毎月手取賃金四十圓迄は船夫六、船主四の割合を以て勘定し、手取賃金四十圓以上の場合は、四十四以上三分だけを從

來通り船夫五、船主五、の割合をもつて勘定するものとす。

三、貸越金は勘定の度毎に差引き、本協約實施後の分は船夫全體の連帶責任とす。

四、船夫一ヶ月の手取勘定、獨身者二十四、船内居住者二十五、陸上居住者三十圓に満たざる場合は、右金額に達する迄賃與するものとす。

五、港内曳船料は從來通りとす

六、中食金は毎月二十日に十圓内外を賃與するものとす

七、帆別は從前通りとす

八、船修繕の場合は、一日に付、一金五十銭也を支給し疾病に罹りたる場合は、一ヶ月以内に限り、一日に付一金一圓也を支給す
但此の場合は醫師の確實なる診斷書を要す。

右各條項は昭和六年九月一日より之を實施し、各條項は双方代表者協議の上に非されば、變更する事を得ず

昭和六年八月二十五日

神戸海友同志會代表

松	田	名	浦
田	松	部	清
築	尾	益	耕
田	益	太	耶
仔	助	三	一

一九